○○防犯カメラ管理運用規定（案）

（趣旨）

第１条　この規定は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次条に定める設置目的を達成するため、○○○○が○○施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

（設置目的）

第２条　防犯カメラは、○○施設における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

（管理責任者等）

第３条　防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

２　管理責任者は、○○とする。

３　管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。

４　操作取扱者は、○○とする。

（設置の場所等）

第４条　配置図（別紙）のとおり、○○施設に○台の防犯カメラを設置する。

２　防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ稼働中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

（画像の管理）

第５条　画像の管理は、個人のプライバシーの保護や肖像権の確保のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

 (1)　保管場所

　　録画装置の保管場所は、○○室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

 (2)　立ち入り制限

　　保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

 (3)　保存期間

　　保存期間は、○○日間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長したときには、その理由を記録するものとする。

 (4)　画像の消去

　　保存期間を経過した画像は、重ね取り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録された記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上廃棄する。

（画像の利用及び提供の制限）

第６条　記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の各号に掲げる場合を除き第三者に提供しないものとする。

 (1)　刑事訴訟法等の法令に基づく場合

 (2)　人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

 (3)　捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

２　画像提供を行うときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　必要性の検討

提供者から身分証明書等の提供を求め、確認を行うとともに提供の必要性を検討するものとする。

(2)　画像提供に関する記録

画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

（苦情の処理）

第７条　設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。